

福島県
福島労働局

平成28年度

福島県地域職業訓練実施計画

目 次

1	総説	1
(1)	計画のねらい	
(2)	計画期間	
(3)	計画の改定	
2	労働市場の動向と課題等	1
(1)	労働市場の動向と課題	
(2)	27年度における公的職業訓練をめぐる状況	
	ア 公共職業訓練について	
	イ 求職者支援訓練について	
3	計画期間中の公的職業訓練の対象者数等	4
(1)	実施方針	
	ア 公共職業訓練について	
	イ 求職者支援訓練について	
(2)	公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等	
(3)	公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等	
(4)	公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等	
(5)	障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等	
(6)	求職者支援訓練の対象者数等	
4	公的職業訓練の実施にあたり関係機関が行うべき事項等	10
(1)	相互の連携	
(2)	公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施	
(3)	その他	

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく公共職業訓練および職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づく求職者支援訓練に係る総合的な訓練計画であり、関係機関（福島県、福島労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部（以下「機構福島支部」という。））の連携等により公的職業訓練全体として適切な役割分担や情報の共有化を図り効果的な実施をめざすものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

○27年度における雇用失業情勢

県の「福島県現住人口調査」による本県の人口は、平成10年1月の213万8千人をピークに減少し始め、平成27年12月1日現在では192万5千人となっている。特に、県外避難に伴う若年齢層の人口が大きく減少しており、本県産業を支える労働力確保の点で大きな課題となっている。

このような中、求人について、有効求人倍率は、東日本大震災の復旧・復興需要等に伴う求人の増加により、高水準で推移している一方で、求人需要が高い職種と求職需要が高い職種に相違がみられる。新規求人数は、東日本大震災の復旧・復興需要等に伴う求人の増加により高い水準を維持している。

一方、求職者の状況を見ると、平成25年度以降は、新規求職申込件数、月間有効求職者数ともに減少傾向が続いている。この要因として、自己都合離職による求職者や事業主都合離職による求職者の減少があるが、原発事故等で自宅に戻れない避難者や先行きの不透明感から求職活動ができない方が多くいること等も要因として考えられる。

現下の雇用情勢は、震災及び原発事故の影響を大きく受けており、それによる先行き不透明感が依然として残っているため、本県では福島労働局等関係機関と綿密に連絡調整を行い雇用対策を実施している。

○28年度の動向見込み

平成28年度は更なる改善が期待されるものの、消費税率引き上げに向けた動向、海外経済の動向、原発事故後の動向を注視する必要がある。また、職種により求人と求職の需要の相違がみられるため、関係機関との一層の協力の下、人材ニーズを踏まえた人材育成についての取り組みが重要である。

(2) 27年度における公的職業訓練をめぐる状況

ア 公共職業訓練について（12月末現在）

(ア) 離職者訓練の状況について

（福島県分）

離職者等求職者の早期就職を支援するため、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた者に対し、介護分野など多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施している。

実施訓練定員に対する充足率及び就職率は、前年同期より上昇している。

- ① 受講者数 1331名（前年度繰越者含む）
- ② 就職率 78.1%（27年4～8月訓練終了分12月末現在）

（機構福島支部分）

県内の雇用情勢と訓練ニーズを踏まえ離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な通常6か月間の訓練コースに加え、就業経験が乏しい若年者を対象とした訓練に必要な基礎的能力の付与を目的とした「橋渡し訓練」と訓練で得た技能を実践的なものとするための企業実習を含む「日本版デュアルシステム（短期課程活用型）」を組み合わせた訓練コース、東日本大震災からの復興に資するための震災復興訓練コースを実施している。

- ① 受講者数 799名（前年度繰越者を含む）
- ② 就職率 85.5%（27年4～9月訓練終了分12月末現在）

(イ) 在職者訓練の状況について

（福島県分）

地域企業の事業の高度化及び多角化等のニーズに対応するため、職業能力短期大学校及び職業能力開発校において、企業在職者等を対象とした短期間の技能向上訓練を実施している。

訓練コース数及び受講者数は前年同期より増加している。特に受講者数は前年同期の1.4倍となっている。

- ① 受講者数 729名（短期等637名、専門短期等92名）

（機構福島支部分）

県内企業の在職者の職業能力向上を図るため、各施設から概ね半径40km県内を中心とした地域ニーズに基づき、真に高度な訓練を実施している。

- ① 受講者数 754名

(ウ) 学卒者訓練の状況について

（福島県分）

27年度の入学者数は、26年度より専門課程で3割程度、普通課程で2割程度減少している。

27年度の求人数は、26年度より専門課程で3割程度、普通課程で2割程度増加している。

- ① 訓練生数 332名（1年生131名、2年生201名）
- ② 就職内定率 97.7%（12月末現在）

(エ) 障害者等に対する委託訓練の状況について

(福島県分)

企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した訓練を実施している。

訓練受講者数については前年同期より増加している。

①受講者数 36名

②就職率 40.0%

(27年4～8月訓練終了分12月末現在)

イ 求職者支援訓練について

(福島労働局分)

県内の雇用失業情勢は一部に厳しさが残るものの、復旧・復興関連求人の増加等により着実に改善している状況にあるが、求人状況改善の進行により、建設、介護等の職種にあっては人手不足状況が顕著になっている。

このような情勢下、職業訓練の受講者数及び就職者は次のとおり。

①受講者 481人 (平成27年11月末現在)

②就職率

基礎コース 66.6%

実践コース 71.1%

(注) 求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースの就職率は、平成27年4月末までの訓練修了者等の訓練終了後3ヵ月までの就職率。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

ア 公共職業訓練について

(ア) 離職者訓練の実施方針

県においては、民間教育機関を活用した知識習得コース及び資格取得コースを委託訓練により実施する。平成 28 年度は、平成 27 年度同様 1,710 人を定員人数とし事務系・情報系・介護系等の訓練を実施する。

また、震災対応特別訓練に替わり人材不足分野としての建設人材育成コース、就労経験がないかまたは乏しい母子家庭の母等に対し、就職に必要な知識・技能等の習得を図る職業訓練を実施する。

高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部においては、施設内訓練では主にもものづくり分野の訓練を計画し、就職に結びつく訓練コース等を取り入れた効果的な訓練を実施する。

(イ) 在職者訓練の実施方針

県では、県内企業における在職者等の職業能力開発・向上を図るため、技能向上及び資格取得コースを設定し、専門短期訓練及び短期訓練を実施する。訓練内容の設定については、県内各地域の産業界ニーズ等を考慮し内容の充実を図り、延べ定員 742 人を実施する。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部の施設では、当該施設から概ね半径 40 k m 圏内を中心とした地域ニーズを基に真に高度な訓練を実施することとし、延べ定員 1000 人を実施する。

(ウ) 学卒者訓練の実施方針

職業能力開発短期大学校においては、社会性豊かな人格形成、主体的な創造能力の開発、実践的な職業能力の開発を教育理念として産業の高度化に貢献できる実践技術者の養成を行う。また、職業能力開発校においては、普通課程の訓練を実施し、将来多様な技術、技能に対応できる技術・技能者を養成する。

(エ) 障害者訓練の実施方針

県としては、「福祉から就労へ」の流れを受けて、障がい者の雇用促進を図るため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、職業訓練を実施する。

イ 求職者支援訓練について

(ア) 求職者支援訓練の実施方針

震災及び原発事故による離職者並びに非正規離職者及び自営廃業者など雇用保険を受給できない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能を果たし、併せて福島県の復興に向けた就労支援を推進するため求職者支援訓練を実施する。また、人手不足が顕在化している分野や職種、地域の産業動向、求人ニーズを踏まえた訓練コースを設定するとともに、公共職業訓練（離職者訓練）において設定される訓練コースと併せ、地域に必要な人材の育成

に努めることとする。公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である福島県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部との連携を図り、地域のニーズに関する情報把握及び共有化を図りつつ、訓練コースの設定、調整等を行い、より効果的な求職者支援訓練の実施に努めることとする。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

ア 福島県分

国費による委託訓練として1,710名（前年度繰越者含む）を目標として実施する。

(ア) 訓練分野、コース数及び定員

訓練区分	訓練分野	H28年度計	
		コース数	定員数
国庫委託訓練	事務系	83	1,130
国庫委託訓練	情報系	3	50
国庫委託訓練	サービス系	7	103
国庫委託訓練	介護系	15	200
国庫委託訓練	その他(※)	10	33
国庫委託訓練	年度またぎ訓練（1月末現在）	16	194
合 計		134	1,710

※訓練分野のその他については、WEBデザイン等のコース

イ 機構福島支部分

施設内訓練として850名を目標として実施する。

(ア) 訓練分野、コース数及び定員

訓練区分	訓練分野	H28年度計	
		コース数	定員数
機構立施設内訓練	建設系分野	10	172
機構立施設内訓練	製造系分野	22	310
機構立施設内訓練	サービス系	20	320
機構立施設内訓練	橋渡し訓練	6	48
合 計		58	850

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

ア 福島県分

テクノアカデミー3校において742名を目標として実施する。

(ア) 課程、訓練科名、コース数及び定員

課程	訓練分野	H28年度計		内施設外 実施定員
		コース 数	延定員	
高度職業訓練 専門短期課程	機械系	6	50	30
	電気・電子系	7	65	
	居住系	3	25	10
	その他※1	12	83	23
普通職業訓練 短期課程	機械系	10	70	5
	電気・電子系	22	231	10
	居住系	8	65	5
	その他※2	23	153	65
合計		91	742	148

※1 他は、オーダーメイド含む6科

※2 他は、オーダーメイド含む5科

イ 機構福島支部分

機構福島支部の3施設において1,000名を目標として実施する。

(ア) 課程、訓練科名、コース数及び定員

課程	訓練分野	H28年度計	
		コース数	延定員
高度訓練 専門短期課程	機械系	48	480
	電気・電子系	33	330
	居住系	19	190
合計		100	1,000

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

ア 福島県分

テクノアカデミー3校において高卒等を対象とした2年間の訓練を実施しています。専門課程を4科設置し定員180名（1学年90名）、普通課程を6科設置し定員240名（1学年120名）で実施します。

(ア) 課程、訓練科名、定員

施設名	課程	訓練科名※	定員	
			1学年	2学年
テクノアカデミー郡山	高度職業訓練 専門課程	生産技術科 (精密機械工学科)	20	20
		制御技術科 (組込技術工学科)	30	30
	普通職業訓練 普通課程	木造建築科 (建築科)	20	20
テクノアカデミー会津	高度職業訓練 専門課程	ホテルビジネス科 (観光プロデュース学科)	20	20
	普通職業訓練 普通課程	電気設備科 (電気配管設備科)	30	30
		自動車整備科 (自動車整備科)	20	20
テクノアカデミー浜	高度職業訓練 専門課程	電気技術科 (計測制御工学科)	20	20
	普通職業訓練 普通課程	精密加工科 (機械技術科)	15	15
		自動車整備科 (自動車整備科)	20	20
		木造建築科 (建築科)	15	15
合 計			210	210

※訓練科名の括弧書きは県における名称

(5) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

ア 福島県分

国費による委託訓練として70名を目標として実施する。

(ア) 訓練コース名、コース数及び定員

訓練区分	訓練コース名	定員
国庫委託訓練	知識・技能習得訓練コース (障害者向けデュアルシステム含む)	31
国庫委託訓練	実践能力習得訓練コース	35
国庫委託訓練	特別支援学校早期訓練コース	4
合 計		70

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

ア 福島労働局分

実施規模と分野、就職率に係る目標

(ア) 実施規模

計画期間において700人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限（実施規模）を1,340人とする。

(イ) 訓練コースの設定割合

- ① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）
訓練認定規模の40%とする。
- ② 基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）
訓練認定規模の60%とする。

(ウ) 実践コースにおける全国共通分野の設定

次の3分野とする。

- ① 介護分野
- ② 医療事務分野
- ③ 情報分野

(エ) 分野別認定規模

コース名	認定規模	
基礎コース	540	
実践コース	800	
	介護分野	130
	医療事務分野	50
	震災復興分野	110
	その他の分野 (うち情報分野)	400 (20)
	分野共有枠	110
合計	1,340	

注1 その他の分野：情報、営業・販売・事務系、デザイン、農業等。

注2 分野共有枠は、実践コースの各分野において、認定規模上限を超えて認定申請がされる場合、超える申請部分を本枠において認定するもの。

注3 認定されたものの開講されずに中止となった余剰定員は、第4四半期において同一コース内、同一分野内、同一コース他分野への認定に活用する。

(オ) 新規参入枠の割合

- ① 基礎コース 20%
- ② 実践コース 20%

(カ) 認定単位期間

認定単位期間は3ヶ月単位とする。

認定単位期間における基礎コース、実践コースの具体的な定員及び認定申請受付期間は、その都度、福島労働局及び機構福島支部のホームページで周知する。

(キ) 就職率の目標値

- ①基礎コース 55%以上
- ②実践コース 60%以上

(ク) 地域ニーズ枠

実践コースの訓練分野内で訓練対象者及び実施地域を特定し、1コース分（定員20人以内）の訓練コースを設定し活用できるものとする。

新規参入の対象となる訓練の場合は、新規参入枠の取扱いとする。

4 公的職業訓練の実施にあたり関係機関が行うべき事項等

(1) 相互の連携

- ア 公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を策定するにあたり、福島労働局、機構福島支部及び福島県が地域ニーズ等の情報を共有し、効果的な公的職業訓練の実施を目指す。
- イ 地域全体での人づくりの視点から、福島労働局、機構福島支部、福島県により公共職業訓練、求職者支援訓練の調整等を密にし、県内一円での職業訓練の実施に努める。
- ウ 公的職業訓練における訓練コースの周知・広報については、ハローワークの窓口や説明会開催による周知のほか、福島労働局、機構福島支部、福島県による広報力を積極的に活用し、ハローワークを利用していない潜在的な対象者への周知を図り、受講者の確保に努める。
- エ 福島県地域訓練協議会を年2回開催し、関係機関の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた計画的、かつ、実効ある職業訓練の推進に資するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

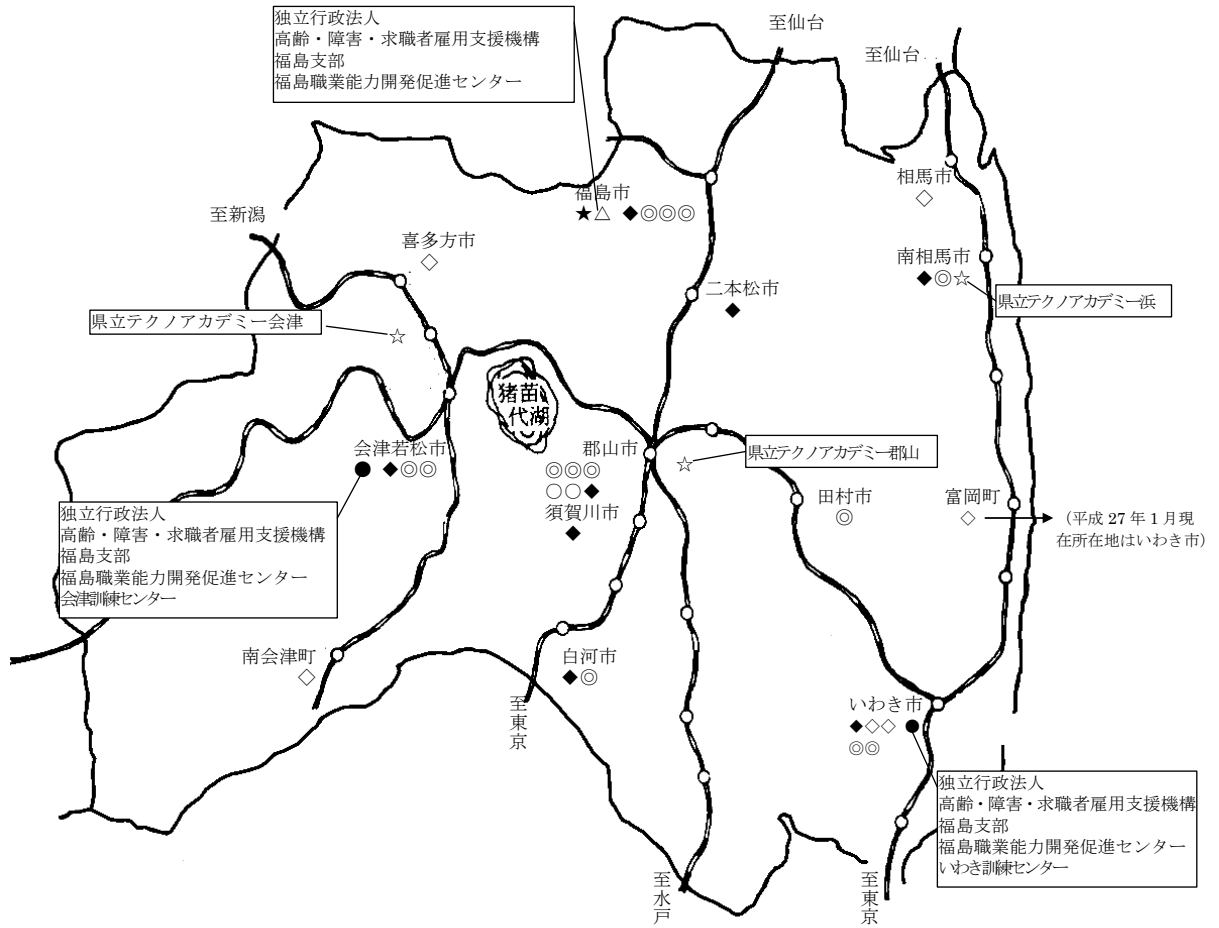
(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

- ア 訓練受講希望者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングや職業相談を通じ、適切に職業訓練コースの選択ができるように支援する。
- イ 訓練中の受講者に対しては、ハローワークが受理した新規求人の一覧表を訓練実施施設に提供し、就職活動を開始する時期に合わせて求人情報の提供を行う。
また、訓練期間中においてジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施し、受講者の訓練終了後の就職活動の方向性、希望する業種・職種を明確化したうえで就職に向けた支援を行う。
- ウ 訓練受講者に対しては、訓練受講中から訓練終了後3ヵ月の間、職業相談や各種情報の提供等を行うほか、訓練受講者が訓練終了時までに作成したジョブ・カードを活用し習得スキルを活かせる求人の確保・提供などにより就職に向けた支援を実施する。

(3) その他

ア 職業能力開発関係施設の配置図

- ★厚生労働省福島労働局 1
- ☆県立テクノアカデミー 3
- △福島職業能力開発促進センター 1
- 福島職業能力開発促進センター
(会津訓練センター、いわき訓練センター) 2
- ◎共同認定職業能力開発校 13
(いわきコンピュータ・カレッジを含む)
- 単独認定職業能力開発校 2
- ◆公共職業安定所 8
- ◇公共職業安定所出張所 6



イ 入学金・授業料等の徴収状況（都道府県立校のみ）

施設	訓練課程	入学金	授業料	備考
職業能力開発校	普通職業訓練			
	普通課程	中卒向け訓練		実施していない
		高卒向け訓練	5,650円	118,800円 (年額)
短期課程	在職者向け訓練	無料	3,100円 (12時間コース)	3,100円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり200円を加算した額を徴収する。
短期課程	離転職者向け訓練			実施していない
職業能力開発大学校	高度職業訓練 専門課程	169,200円 (県内) 364,000円 (県外)	379,200円	最終的に個人に帰属すると判断されるものについては、学生負担としている。 (教科書、作業服、個人用工具、資格取得のための経費) 入学検定料 2,200円。 被災者に対する入学検定料、入学金、授業料の減免を実施する。
	高度職業訓練 専門短期課程	無料	4,300円 (12時間コース)	4,300円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり300円を加算した額を徴収する。